

NR 3 差し止めまたは操業停止

発行		連邦官報
1978年06月08日	GM 条例 第 3.214 号	1978年07月06日
更新		連邦官報
1983年03月09日	SSMT 条例 第 06 号	1983年03月14日
2011年01月17日	SIT 条例 第 199 号	2011年01月19日

(2011年01月17日 SIT 通達 第199号による作成)

- 3.1 差し止めおよび操業停止は、労働者の深刻で切迫したリスクを特徴付ける労働状況の確認から適用される緊急措置である。
- 3.1.1 深刻で切迫したリスクとは、労働者の身体的健全性に重大な傷害を負わせる労働に関する事故や疾病を引き起こす可能性のあるすべての労働条件または状況である。
- 3.2 操業停止は、事業所、業務部門、機械または設備の全部または一部の操業停止を意味する。
- 3.3 差し止め、工事の全部または一部の操業停止を意味する。
- 3.3.1 工事全体および建設エンジニアの如何なる業務とは、組立、設置、保守または改装とみなされる。
- 3.4 操業停止または差し止めの有効期間中、深刻で切迫したリスクの状況を是正するために、関係する労働者に対して適切な保護措置が取られたうえでの活動を行うことはできる。
- 3.5 操業停止または差し止めの強制による停止中、従業員は実際に労働をしたように賃金を受け取らなければならない。

SAMI CONSULTORIA EMPRESARIAL LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br